

特集



第541号

2017年(平成29年)2月20日
毎月1回20日発行

成年後見制度 利用促進法について

上智大学教授、編集委員長 大塚 晃

成年後見制度は、精神上的の障害により判断能力が十分でない方の保護を図りつつ、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの理念を趣旨として、2000年4月に施行されました。

具体的には、精神上的の障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない方が、財産の管理や日常生活などにおいて、不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付ける制度です。高齢社会の課題や介護保険や支援費制度など、措置制度から利用契約制度への変更にも応えるものでした。その後、成年後見制度利用支援事業はあったものの、十分に広く利用されている状況にはありません。

成年後見制度利用促進法が、2016年5月に施行されました。

P1~7

成年後見制度 利用促進法について

- 法律家の立場から…P2
- サービス提供の立場から……………P4
- 権利擁護支援センターの立場から……………P5

P6

障害のある子どもの性 と支援

P8

第7回研究発表会

P10

事業所を識る

P12

まなざし

P13

本人活動

P14

地域福祉

本法律では、その基本理念を定め、国の責務などを明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議および成年後見制度利用促進委員会を設置することなどにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。また、市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策に関する基本的な計画を定め、成年後見など実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

障害者権利条約は、わが国の成年後見制度のような代理決定の仕組みから、支援付きの本人決定の仕組みへの変更を求めています。同法の附則には、認知症である高齢者、知的

成年後見制度利用促進法の おもなポイント

- 保佐・補助の利用を促進する方策の検討
- 成年被後見人の権利制限(いわゆる欠格条項)の見直し
- 成年被後見人の医療等に関する意思決定の支援
- 成年被後見人の死亡後における後見人の事務範囲の見直し
- 成年後見制度利用促進会議および同委員会の設置
- 施策推進に向けた成年後見制度利用促進基本計画を策定

障害者その他医療、介護などを受けるにあたり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、今後検討が加えられ、その結果にもとづき所要の措置が講ぜられるものとされています。これを受けて、2016年9月から、成年後見制度利用促進委員会が内閣府において開催されています。